

八千代町地域福祉計画・ 八千代町地域福祉活動計画

第2次計画 令和5年度～令和9年度 **概要版**

～誰もが愛着を持ち、共に支え合い

安心して暮らせるまち～



茨城県 八千代町



「地域福祉」って何？

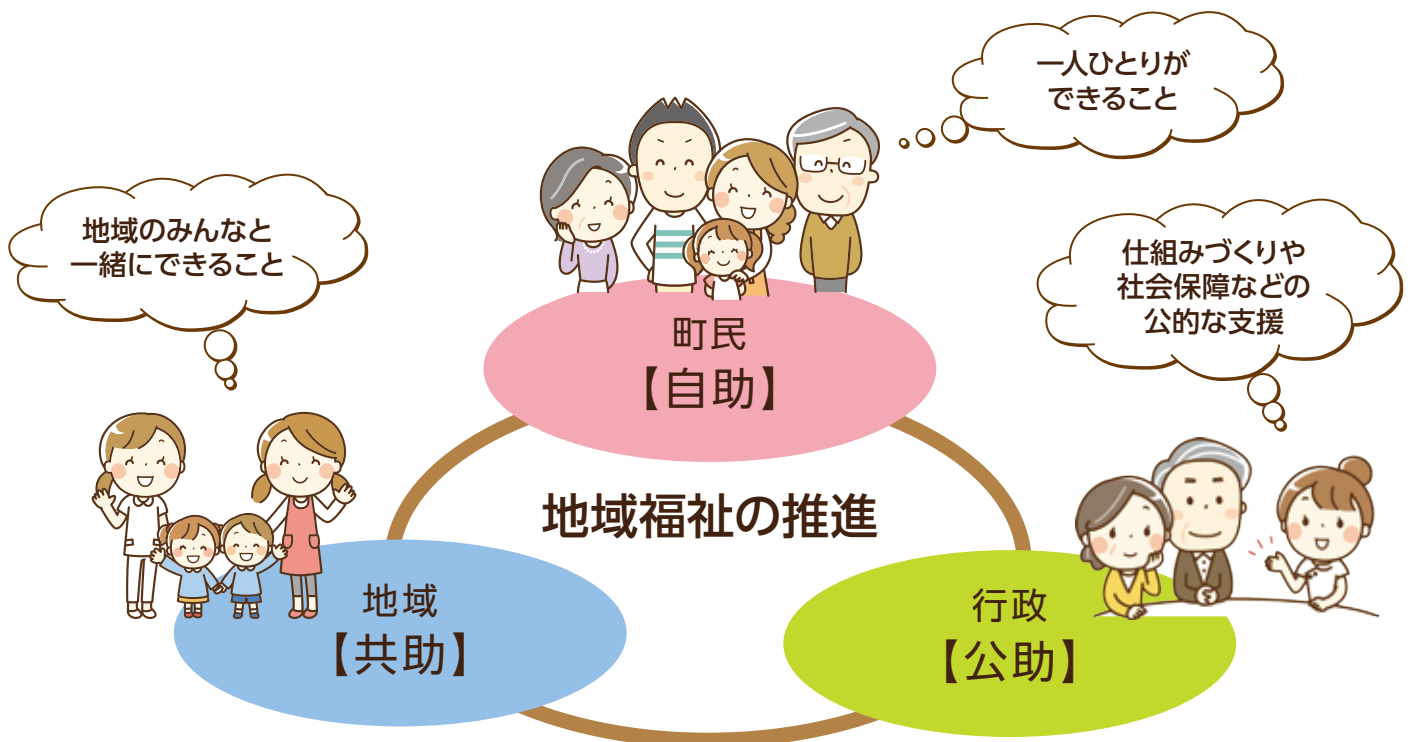
近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みを作ることです。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

地域福祉と「自助・共助・公助」

町民は、サービスの利用者と提供者いずれにもなりうる立場にあり、身近な地域での課題は、行政による福祉サービスだけではなく、地域の住民や組織からの支援で解決できることもあります。

そのため、地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントとなります。



自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による福祉活動の実践が求められ、その際、自分でできることは自分で行う「自助(じじょ)」、近隣や地域、住民同士の支え合いや、団体や組織、事業者などによって支援する「共助(きょうじょ)」が求められます。

一方、住民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助(こうじょ)」が行政の役割です。

計画策定の趣旨

本計画は、地域での支え合いの再構築や新たな地域福祉の実現に向け、住民、ボランティア、地域団体、福祉事業者、行政（町）、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が連携し、主体的に参加する地域づくりの方策を明らかにするために策定するものです。

本計画のもと、住民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの立場で、地域の福祉的課題に主体的に取り組むとともに、連携と協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、誰もが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目指します。

地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画

地域の中で町民が協力し合う体制づくりに向けた「理念」と「仕組み」をつくるために町が策定する行政計画

地域福祉活動計画

すべての町民が連携・協力しながらお互いに支え合うため、社会福祉協議会が中心となって策定する具体的な活動内容を盛り込んだ実践的な活動・行動計画。

➔本計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定する計画です。

計画の体系図

基本理念：誰もが愛着を持ち、共に支え合い 安心して暮らせるまち

基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり

- 方針1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上
- 方針2 地域福祉の担い手の育成
- 方針3 地域における交流機会の充実

基本目標2 包括的な支援体制づくり

- 方針1 相談支援体制と情報提供の充実
- 方針2 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

- 方針1 日常的な見守りと防犯活動の推進
- 方針2 災害などの緊急時の助け合い

個別計画 第2次成年後見制度利用促進計画

- 方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 方針2 成年後見制度の周知及び啓発の強化
- 方針3 相談支援機能及び利用支援体制の強化



八千代町の地域福祉資源(人・機関・施設等)

| 分野 | 種類・名称 | 人数／団体数／箇所数 | 備考 |
|----------|-------------------------|------------|--------------------------------------|
| 住民組織等 | 行政区 | 62行政区 | |
| | 行政区長 | 62人 | |
| | 行政副区長 | 64人 | |
| | 老人クラブ | 6クラブ194人 | |
| | 消防団 | 7分団190人 | |
| 地域福祉 | 民生委員児童委員 | 50人 | |
| | 母子保健推進員 | 30人 | |
| | 食生活改善推進員 | 63人 | |
| | 社会福祉協議会 | 1団体 | |
| 児童福祉 | 保育園 | 4園 | |
| | 認定こども園・幼稚園 | 5園 | |
| | 子育て支援センター | 3か所 | |
| | 児童クラブ | 8クラブ | |
| 高齢者福祉・介護 | 介護支援専門員(ケアマネジャー) | 27人 | |
| | 認知症サポーター | 2,126人 | |
| | シルバーリハビリ体操指導士 | 23人 | |
| | ボランティア団体 | 4団体102人 | 社会福祉協議会への登録団体 |
| | 個人ボランティア | 56人 | |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | 役場 福祉課内 |
| | 介護保険サービス事業所 | 29事業所 | ケアプラン:9、在宅系:15、施設・居住系:5 |
| 障がい福祉 | 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス事業所 | 13事業所 | 訪問系:3、通所系:5、入所・居住系:2、相談系:1、障がい児通所系:2 |
| | | | |
| 保健・医療 | 保健センター | 1か所 | |
| | 医療機関 | 14か所 | 内科系:3、整形外科:1、歯科:10 |
| 教育・文化・体育 | 小学校・中学校・高校 | 8校 | 小学校:5、中学校:2、高校:1 |
| | 文化施設 | 4施設 | 中央公民館、図書館、歴史民俗資料館 |
| | 公園・スポーツ施設 | 14か所 | 総合体育館、海洋センター、グリーンビレッジ、体育センター、公園10 |

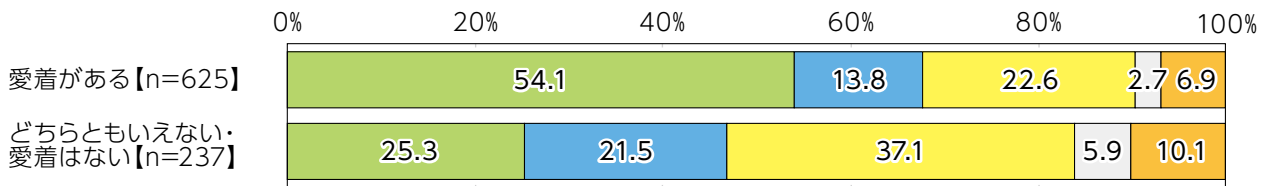
アンケート調査にみる八千代町における「共助」の在り方

▶地域への愛着

～地域に愛着がある人のほうが、生活課題の解決や周りの人の手助けに対して前向き～

Q 地域における日常生活の問題や課題を、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(1つに○)

- 自分たちの生活に関わるごとだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- 地域のごとに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい
- 行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい
- その他
- 無回答

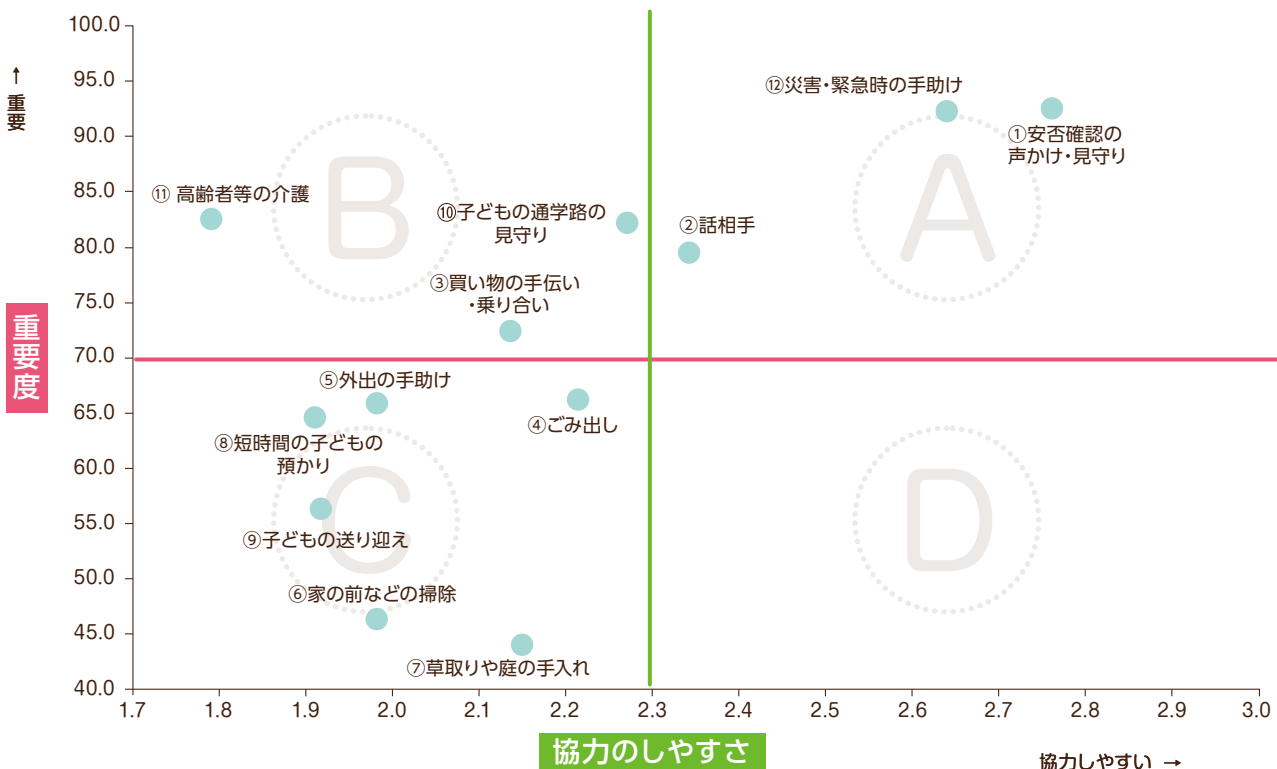


▶住民支援の「重要度」と「協力のしやすさ」

～『重要度が高く、協力もしやすい』のは、

「災害・緊急時の手助け」「安否確認の声かけ・見守り」「話相手」(Aゾーン=グラフ右上)～

八千代町地域福祉アンケート調査の結果から、「重要度」を縦軸、「協力のしやすさ」を横軸とした座標軸を設定し、「重要度」と「協力のしやすさ」の関係を散布図として表しました。



～施策の展開～

基本目標1 思いやりの心で支え合う地域づくり

■取組方針1 地域への愛着と福祉に対する意識の向上

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

自分が住む地域の状況に関心を持ちます
 日頃からのあいさつを心がけます
 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます
 生活マナー（ごみ出し、ペットの糞、騒音等）の向上に努めます
 行政区などの身近な地域の活動に積極的に参加します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

地域の中であいさつ・声かけを励行します
 行政区や地域の活動に協力します
 転入者や未加入者に対する行政区への加入を啓発します
 自分の子や孫、地域の子どもなどに町の文化や歴史、
 産業などのことを伝えます

町（行政）が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1.行政区活動の支援
- 2.町の歴史・文化等の振興
- 3.福祉教育の推進

【社会福祉協議会の事業】

- 赤い羽根共同募金事業
 福祉体験講座
 サンタクロース派遣事業



■取組方針2 地域福祉の担い手の育成

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

地域活動（行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など）には積極的に参加します
 ボランティア活動に関心を持ちます
 自分のできる範囲でボランティア活動に参加します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

地域活動（行政区の活動、清掃活動・クリーン作戦など）への参加を周囲に呼びかけます
 ボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、
 活動の輪を広げます

町（行政）が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1.地域活動のリーダーの育成
- 2.ボランティアの育成と活動支援
- 3.関係団体の活動支援

【社会福祉協議会の事業】

- ボランティアの育成と活動支援／スキルアップ手話講座（地域生活支援事業）
 ボランティア連絡協議会の活動支援／寄付金品の受入払出（善意銀行）
 老人クラブ連合会の活動支援／身体障害者福祉協会の活動支援／母子寡婦福祉会の活動支援

■取組方針3 地域における交流機会の充実

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

日頃から隣近所と交流します
 お祭りなどの地区行事に参加します
 子ども会やサロン活動などに参加します
 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

お祭りなどの地区行事の開催に協力します
 子ども会やサロン活動の開催に協力します
 地域のクリーン作戦などの清掃活動に参加し、
 きれいなまちづくりに協力します

町（行政）が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1.地区行事・イベントの開催
- 2.公共施設の活用
- 3.健康づくり・介護予防事業等の推進
- 4.生涯学習・スポーツ活動の推進

【社会福祉協議会の事業】

- 三世代交流事業／ふれあいいききサロン／
 敬老祝い品の贈呈／クリスマス料理配付事業／
 親子すこやか交流事業／福祉まつりの開催

基本目標2 包括的な支援体制づくり

■取組方針1 相談支援と情報提供の充実

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

身近な地域の情報発信(口コミ、インターネットなど)に努めます
必要な情報を入手し、的確に活用します
日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきます
民生委員・児童委員の役割を理解します
地域の担当民生委員・児童委員の名前を広報紙等で把握します
町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用します
生活困窮者を見つけたら役場に連絡します
(行政の専門機関につなげます)

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

必要とする情報が取得できない・しにくい人がいたら支援します

地域で孤立気味の人・家庭には話しかけ、
情報を伝えたり相談にのります

必要な支援に結びついていない人がいたら
相談機関につなぎます

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

- 1 相談支援体制の充実(重層的支援体制整備事業)
- 2 情報発信・広報の方法・媒体等の充実
- 3 生活困窮者等の支援
- 4 人権・命を守る取り組み

【社会福祉協議会の事業】

広報「社協だより」「ボランティア広場」の発行
視覚障がい者への「声の広報やちよ」提供サービス / 心配ごと相談事業
生活福祉資金貸付事業 / 小口貸付資金貸付事業 / 生活困窮者への食糧支援
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

■取組方針2 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます
福祉・保健・医療・介護の各機関の情報に常に関心を持ちます
高齢者や障がいのある人が働きやすい環境をつくるために配慮します
子どもや高齢者や障がいのある人などの虐待を発見したら通報します
「町内医療機関巡回バス」を積極的に利用します
成年後見制度などの権利擁護について理解を深めます
日常的に移動交通手段の確保に努めます

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境をつくります

高齢者や障がいのある人が働きやすい環境を
つくるために配慮します

必要なサービスの利用に
結びついていない人がいたら支援します

交通手段がない近所の高齢者等に対して、
できる範囲で同乗などを協力します

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

1. 子ども・子育て支援の充実
2. 高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実
3. 障がい者の福祉の充実
4. 交通環境の充実と移動支援

【社会福祉協議会の事業】

在宅福祉サービス(高齢者等・子育てサポート)
入学祝品配付事業 / 歳末たすけあい配分事業
福祉機器等の貸出 / 寝たきり高齢者等への理髪料助成
指定居宅介護支援事業(ケアマネジメント)

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり



取組方針1 日常的な見守りと防犯活動の推進

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

近所の人や離れて生活している家族などと定期的に連絡をとります
お金を振り込む際は二重電話詐欺などに注意し、再度確認します
自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちます
日頃から防犯意識を高めます
「こども110番の家」の登録に協力します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

消費者被害などに遭わないよう、地域で情報を共有します
近所での声かけや見守りを行い、異常等があった場合には
適宜連絡します
地域の安全パトロールなどの防犯対策に協力します
子どもの登下校の見守り活動を行います

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

1. 防犯・交通安全対策の推進
2. 見守り・安否確認活動の推進

【社会福祉協議会の事業】

ご近所声かけ隊事業/
ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業



取組方針2 災害などの緊急時の助け合い

一人ひとりができること【自助】

▼ 内容

日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します
防災グッズや食料・飲料水を準備します
助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えておきます
支援者として活動できるよう、日頃から近所との交流を深めます
災害ボランティアに登録します

みんなで協力してできること【共助】

▼ 内容

防災訓練などに参加して災害時に備えます
地域の自主防災組織の体制づくりに積極的に参加します
個人情報に配慮しながら、
地域の要配慮者の把握と情報の共有に努めます
地域の要配慮者に対する援助にはできる限り協力します

町(行政)が取り組むこと【公助】

【町の施策】

1. 地域防災体制の充実
2. 避難行動要支援者の支援体制の充実
3. 緊急時連絡・通報体制の整備

【社会福祉協議会の事業】

災害ボランティアのマネジメント

個別計画 第2次成年後見制度利用促進計画

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度です。八千代町における成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの方向性を明らかにするために策定しました。

【町の施策】

- 目標1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
目標2. 成年後見制度の周知及び啓発の強化
目標3. 相談支援機能及び利用支援体制の強化
1. 中核機関・地域連携ネットワークの機能強化
2. 関係者・専門職向け制度学習会の開催
1. 制度の広報・普及
1. 相談支援機能の強化
2. 利用支援体制の強化

八千代町地域福祉計画・八千代町地域福祉活動計画【令和5年3月】

発行：茨城県 八千代町

編集：八千代町 保健福祉部 福祉課

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170

☎0296-48-1111 (代表)

社会福祉法人 八千代町社会福祉協議会

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1033

☎0296-49-3949